

(様式1)

阿教委第 752 号

令和 7 年 1 月 30 日

文部科学大臣 殿

阿賀野市長 加藤 博幸

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 12 条第 4 項に  
基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

#### 記

1. 施設整備計画の名称

阿賀野市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和 6 年度～令和 7 年度（2 年間）

(担当)

阿賀野市教育委員会学校教育課 飯野

住所：新潟県阿賀野市山崎77番地

電話：0250-62-2790

メールアドレス：gaku-kyou@city.agano.lg.jp

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

学校施設を竣工後80年間使用することを基本とし、個別施設計画に基づき長寿命化改修を進めていく。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

経年劣化による機能回復のため、外壁補修や防水改修、電気設備及び機械設備の配管・配線更新等を実施し、安心・安全な教育環境の確保を図る。

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

稼働間仕切りを設置し、必要に応じて教室数及び規模を調整することで、今後の児童数の変動に対応する。

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

京ヶ瀬小学校については、据え付け型電子黒板を配置することで、教室内をより広く使用することができ、より多様な教育内容への対応を図る。  
水原小学校については、屋内運動場の照明器具を高効率型照明器具(LED)へ変更することにより、省エネが期待できるだけでなく、照度が上がることによる学習環境の向上を図る。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

##### (1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等                                |         | 学校等   |
|------------------------------------|---------|-------|
| 小学校                                |         | 7 校   |
| 中学校                                |         | 4 校   |
| 義務教育学校                             |         | 校     |
| 中等教育学校(前期課程)                       |         | 校     |
| 特別支援学校(小学部及び中学部)                   |         | 校     |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)               |         | 1 園   |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。) |         | 校     |
| 教員及び職員のための住宅                       |         | 戸     |
| 学校給食施設                             | 単独校調理場  | 8 箇所  |
|                                    | 共同調理場   | 1 箇所  |
| スポーツ施設                             | 学校水泳プール | 7 箇所  |
|                                    | 学校武道場   | 4 箇所  |
|                                    | 社会体育施設  | 18 箇所 |

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名         | 策定の有無 | 策定年月日   |
|-------------|-------|---------|
| 個別施設計画※1    | 有     | 令和2年3月  |
| 国土強靱化地域計画※2 | 有     | 令和2年12月 |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

|                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本計画の期間中に、目標の達成状況を評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------|

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]